

# 地域活動支援センターゆあメイン運営規程

## (事業の目的)

**第1条** この規程は、特定非営利活動法人ゆあメインが開設する地域活動支援センターゆあメイン(以下、「事業所」という。)のキリスト教精神に基づく適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者及び障害児(以下、「利用者」という。)又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者又は障害児の保護者(以下、「利用者等」という。)の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条** 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図るものとする。
  - 3 事業所は、キリスト教精神に基づき、人間の尊厳性に沿って親切な心構えで、愛し合い、助け合い、互いに仕えるサービス提供に努める。
  - 4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため責任者を設置し、その職員に対し研修を実施するよう努める。

## (事業所の名称等)

**第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域活動支援センターゆあメイン
- (2) 所在地 静岡市駿河区富士見台1丁目16-18

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名  
施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。  
利用申込みに係る調整や利用者からの相談に対応する。
- (2) 指導員 3名  
指導員は、サービスの提供等を行う。
- (3) 事務員 1名  
事務員は、会計及び諸事務を行う。

## (開所日及び開所時間)

**第5条** 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1)開所日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、土日・祝日・5月連休・お盆・年末年始を除く。

(2)開所時間 午前9:30から午後4:00まで。

## (利用定員)

**第6条** 事業所の利用定員は、17人とする。

## (サービスの内容)

**第7条** サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

(1)創作的活動

(2)生産活動の機会の提供

(3)社会との交流の促進

(4)生活習慣の指導

(5)相談事業

## (利用者等から受領する費用の種類及び額)

**第8条** サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次の各号のとおりとする。

(1)利用料 無料

(2)年会費 年間6000円

(3)昼食代 利用者負担(実費)

(4)利用者便益向上に必要な経費 説明・同意の上で頂く

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受け取るものとする。

3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を利用者に交付するものとする。ただし、(3)の昼食代については、事業所は各利用者から昼食代を集金して給食会社に支払うことになるので、領収書の交付は行わない。

## (工賃の支払い)

**第9条** 事業所は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

## (施設の利用に当たっての留意事項)

**第10条** 利用者は、サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) けんか・口論・泥酔・中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(2) 暴言・暴力等の他人に危害を与える行為、物にあたる等の施設の器物を破損する行為をしないこと。

- (3) その他管理上必要な指示に従うこと。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

**第11条** 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
- (5) 虐待防止対策委員会の設置及び定期的な開催、その結果の職員への周知徹底化

#### (緊急時等の対応)

**第12条** 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときには、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

#### (苦情解決)

**第13条** 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

#### (非常災害対策)

**第14条** 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 避難訓練は年4回(原則、2月・5月・8月・11月)定期的に行うものとする。災害発生の際、より円滑に、より迅速に避難するため、避難訓練に地域住民の協力と参加が得られるよう、町内会及び自主防災組織等との連携に努める。

#### (その他運営に関する重要事項)

**第15条** 事業所は、使用者に対し適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めるとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 5 事業所は、従業者に対する適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント防止指針を明確化するものとする。その詳細は、法人の就業規則第4条サービス及び遵守事項、並びに第18条懲戒事由、ハラスメントの防止に関する規程に基づくものとする。
- 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

**(委任)**

**第16条** この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ゆあメインと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

**(慶弔見舞金)**

**第17条** 利用者の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について次のように定める。

- 1 支給対象利用者は、登録利用者及び週1日以上利用の登録外利用者に限るものとする。
- 2 利用年数の計算は、登録もしくは登録外利用開始日から支給事由発生日までとする。  
ただし、退所した後、再利用の場合は退所後から再利用日までの期間を除く。
- 3 利用者が結婚したときは、次の区分により結婚祝金を支給する。
  - ① 利用5年未満 10,000円
  - ② 利用5年以上 20,000円
- 4 利用者及びその配偶者が出産したときは、次のとおり出産祝金を支給する。  
1産児につき 5,000円 死産の場合は、見舞金としてその半額を支給する。
- 5 利用者が入院したときは、次の区分により、入院見舞金を支給する。  
但し、支給事由発生年度において複数回入院の場合であっても一度の支給に限る。
  - ① 利用5年未満 3,000円
  - ② 利用5年以上 5,000円
- 6 利用者が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	
利用5年未満	10,000円
利用5年以上10年未満	15,000円
利用10年以上	25,000円

- 7 利用者の配偶者、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金を支給する。

区分	利用5年未満	利用5年以上
配偶者	10,000円	15,000円
父母	5,000円	10,000円
義父母	2,000円	3,000円

- 8 社会情勢及び施設の運営状況等により、慶弔見舞金を廃止又は改定する場合がある。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。第4条(3)追加、第6条定員変更、第10条(2)追加した。

附 則

この規定は、平成29年6月1日から施行する。第17条(慶弔見舞金)を追加した。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。第5条の一部を修正、第14条2項を追加、第15条1項の一部を追加、第15条5項を追加した。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。第11条4項の一部修正及び5項の追加、第15条6項の追加を行った。